

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び第7回宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨

日 時：平成27年11月13日（金） 午後1時から午後3時まで
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，奥村秀定委員，佐藤淳一委員，
佐藤純子委員，志間俊雄委員，鈴木光代委員，清野正信委員，
高野幸子委員，長沼静子委員，村山十五委員，門間富貴子委員
(以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員)
荒木裕美委員，佐野督郎委員 (次世代育成支援対策地域協議会委員)
安部信次委員，小林純子委員，佐々木とし子委員 (子ども・子育て会議委員)

1 開会

司会（子育て支援課 渡邊課長補佐（総括担当））

- 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。司会を務めます子育て支援課の渡邊でございます。
- 開催に先立ちまして，今回，委員を任命いたしましたことにより，委嘱状の交付をさせていただくところでございますが，時間の都合上，皆様のお手元に配布させていただきました。これをもって委嘱式に代えさせていただきますので，御了承願います。
- 本日は，次世代育成支援対策地域協議会については15名中14名，子ども・子育て会議については16名中15名の委員の皆様にご出席いただいております。いずれも半数以上を占めることから，次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項の規定及び子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により，いずれも成立していることを申し上げます。
- なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開により進めさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターなどで公開することになりますが，その前に議事録の内容について，必要に応じて御発言された委員の皆様に対して確認させていただきますので，よろしく願いいたします。
- また，本日5名の方が傍聴されますことを御報告いたします。
傍聴されます皆様をお願いします。本日の会議は公開で行いますが，会議開催中は静粛に傍聴することとし，拍手その他の方法により，公然の賛否を表明しないようお願いいたします。
また，許可を得ない写真撮影，録画，録音等は御遠慮下さい。
- 始めに，会議の開催に当たりまして，伊東部長より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

伊東保健福祉部長

- 宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議の開催に当たり，

一言御挨拶を申し上げます。

- 本日は、御多忙の中、皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。

併せて、本会議の委員の就任につきまして、快くお引き受けいただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

- あの未曾有の大災害から4年8か月が経過いたしました。皆様方におかれましては、宮城県の復興・再生に向けて、それぞれの立場で御尽力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

災害公営住宅の整備が進み、入居が順次本格化するなど、被災者を取り巻く環境は日々変化しておりますが、生活再建にはまだまだ時間を要している状況でございます。被災者が抱える悩みやストレスも長期化しており、子どもたちについても、震災による心の問題が、震災から時間が経って明らかになるケースもあると伺っております。

- 被災した子どもやその親に対しましては、これまでもそれぞれの実情に応じた多様な支援を行ってまいりましたが、引き続き、親を亡くした子どもへの経済的支援などに取り組むとともに、特に被災した子どもの心のケアについて、さらに充実を図っていきたいと考えております。

- さて、本日は、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議を合同で開催しております。

次世代育成支援対策地域協議会については、広く次世代育成支援対策に関する事項を、子ども・子育て会議については、「子ども・子育て支援法」に基づく県計画の重要事項や、子ども・子育て支援施策に関する事項を、それぞれ御審議いただくこととなっております。

昨年度は、いずれの会議においても、本年4月からスタートしております「みやぎ子ども・子育て幸福計画 第I期」の策定に当たり、委員の皆様から御意見・御提言をいただいたところです。

- 本日の会議においては、「『(仮称) 宮城県子どもの貧困対策計画』中間案」及び「東日本大震災みやぎこども育英基金の用途拡充」について、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

『(仮称) 宮城県子どもの貧困対策計画』中間案』につきましては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、また、平成26年8月に、国において「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されたことに伴い、これらに基づき、県として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定するものです。

また、「東日本大震災みやぎこども育英基金」につきましては、現在、親を亡くした子どもの支援に使わせていただいておりますところ、その用途を、震災遺児・孤児を養育している里親等への支援や、被災した子どもの心のケアなどに拡大することについて、御説明申し上げます。

皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。

- 結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めまして皆様の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

司会

- ここで出席者を御紹介いたします。

まず、次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様から御紹介いたします。

(足立委員，荒木委員，奥村委員，君島委員，佐藤（淳）委員，佐藤（純）委員，佐野委員，志間委員，鈴木委員，清野委員，高野委員，長沼委員，村山委員，門間委員を御紹介)

次に、子ども・子育て会議の委員の皆様を御紹介いたします。

(安部委員，小林委員，佐々木委員を御紹介)

ただいま御紹介いたしました皆様のほか、先に御紹介いたしました，足立委員，奥村委員，君島委員，佐藤淳一委員，佐藤純子委員，志間委員，鈴木委員，清野委員，高野委員，長沼委員，村山委員，門間委員におかれましても，子ども・子育て会議の委員として御就任いただいております。

また，本日は所用により御欠席されておりますが，半沢美根子委員におかれましても，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員として御就任いただいております。

- 次に，主な職員を御紹介いたします。

(伊東昭代保健福祉部部长，新妻直樹子育て支援課長，佐々木悦子子育て政策専門監を御紹介)

なお，伊東部長におきましては，公務のため，こちらで失礼させていただきます。

- それでは，これより会長が就任されるまでの間，子育て支援課新妻課長が仮座長を務めさせていただきます。

4 会長・副会長選任

仮座長（新妻子育て支援課長）

- 委員の皆様には，今回の委員就任に御快諾いただきましたことに，お礼申し上げます。会長が選任されるまでの間，仮座長を務めさせていただきます。

- 始めに，お手元に配布しております資料のうち，一部について御紹介いたします。

まず，「みやぎ子ども・子育て県民条例」について，全員にお配りしております。この条例は，議員提案により平成27年9月議会に上程され，可決・成立したものとなっております。本日参考配布しております。

- また，今回新たに委員に御就任いただいた皆様には，「みやぎ子ども・子育て幸福計画第I期」の冊子をお配りしております。

この計画は，一昨年度及び昨年度の次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議において，委員の皆様から御意見を頂きながら，平成27年3月に策定したものとなっております。参考までに御紹介します。

- それでは，会長及び副会長の選任に移らせていただきます。選任についてですが，次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項及び子ども・子育て会議条例第3条第1項の

規定によりまして、委員の皆様の互選によることとなっております。

会長及び副会長の選任についてどなたか御意見はございませんでしょうか。

佐々木委員

- いずれの会議につきましても、引き続き、会長は足立先生、副会長は君島先生に就任していただくのが良いと考えます。

仮座長

- ただいま、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議のいずれについても、宮城学院女子大学教授の足立委員に会長を、東北福祉大学准教授の君島委員に副会長を、という御意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮座長

- 御異議なしと認めます。足立委員に会長、君島委員に副会長に御就任いただきます。よろしくお願ひいたします。
- 会長及び副会長が選任されましたので、これよりの議事進行については足立会長にお願いいたします。

足立会長

- 只今、会長に選任されました足立でございます。皆様の御協力を得て議事を進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

子ども・子育て支援新制度が施行されて7か月が経過しました。いろいろ課題も出てきていると思ひますが、本日は、子どもの貧困、震災後の子どもの支援について話し合います。この新制度の理念は、「子どもの最善の利益を保障する」ことです。ぜひこの観点から、それぞれの委員の先生から御意見を頂ければ幸いです。

- それでは君島副会長より御挨拶をお願いします。

君島副会長

- 只今、副会長に選任されました君島でございます。

足立会長とともに、皆様の御協力を得て議事を進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

大学に身を置く者として、経済的に大変な家庭の学生も増えていることを感じます。奨学金の説明会には多くの学生が集まります。今回は、宮城県の子どものたちの状況をしっかりと議論しながら計画づくりに関わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

足立会長

- ありがとうございます。

議事に入る前に、基本的な事項について確認いたします。会議の始めに事務局から説明がありましたとおり、本会議は、情報公開条例第19条に基づき原則として公開となりますが、個人情報等の非開示情報が含まれる事項の審議等を行う場合については、委員の3分の2以上の多数による決定を得た上で、非公開にすることとします。審議事項に非開示情報が含まれる場合の非公開の決定については、会議の都度行うこととします。

なお、本日、会議の録音についての申し出がありました。本件については、許可いたします。

5 説明事項

(1) 『(仮称)宮城県子どもの貧困対策計画』中間案』について

足立会長

- それでは議事に入ります。事務局から説明事項(1)『(仮称)宮城県子どもの貧困対策計画』中間案』について説明をお願いします。

事務局

- それでは説明事項の(1)「(仮称)宮城県子どもの貧困対策計画」中間案について御説明いたします。
- まず、本県の子どもの貧困対策計画の御説明を差し上げる前に、既に御承知のところもあるかとは思いますが、子どもの貧困対策に係るこれまでの国の動き等について御説明申し上げます。資料は1～4になります。
- 資料1の2枚目「子どもの貧困対策の推進に関する法律について」を御覧ください。こちらは「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要になります。

この法律につきましては、「現状や背景」にあります、我が国における子どもの貧困率の現状や世代を超えた「貧困の連鎖」が見られる現状を踏まえ、平成25年6月に議員提出により全会一致で成立し、翌26年1月に施行されております。

法律の目的としては、貧困の状況にある子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされ、基本理念としては、『子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現』や、『子どもの貧困対策は、国と地方公共団体の密接な連携のもと総合的な取組を行わなければならない』といったことが掲げられております。

- また、地方公共団体に関する部分につきましては、国が「子どもの貧困対策に係る大綱」を定めることとされ、「都道府県は、この大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされており、都道府県は『子どもの貧困対策計画』の策定努力義務を負うものとなっております。

また、“国や地方公共団体が講ずるもの”とされる基本的な施策として、『教育の支援』『生活の支援』『保護者に対する就労の支援』『経済的支援』『調査研究』の5つの施策が位置付けられております。

- 続きまして資料2を御覧ください。法律に基づき国が策定しました「子供の貧困対策

に関する大綱」の資料になります。

- 大綱につきましては、政府として子どもの貧困対策を総合的に推進するものとして、平成26年8月に閣議決定されております。この大綱は、子どもの貧困に関する指標として25の指標を掲げまして、この指標の改善に向けて、先ほど申し上げました『教育の支援』『生活の支援』『保護者に対する就労の支援』『経済的支援』が『指標の改善に向けた当面の重点施策』として位置付けられております。

- 資料の2ページ目を御覧ください。

『目的・理念』につきましては、法律と同様に「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を行う」ことや、貧困対策の総合的な推進が掲げられております。

また、『基本的な方針』としましては「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」ことをはじめ、全部で10の方針が掲げられております。

また、「子どもの貧困に関する指標」についてですが、この指標については、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために設定されており、具体的には生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに関する指標、就学支援に関する指標など25項目の指標が設定されています。指標については後ほどまた御説明いたします。

- 資料の3ページ目を御覧ください。子どもの貧困対策に関する大綱のポイントになります。

まず、『教育の支援』につきましては、「学校教育による学力保障」やスクールソーシャルワーカー配置充実等による「学校を窓口とした福祉関連機関との連携」等を行う『学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開』や、低所得世帯の経済的負担の軽減といった『就学支援の充実』などのほか、『貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上』や『生活困窮世帯等への学習支援』などが掲げられております。

『生活の支援』につきましては、保護者の自立支援などの『保護者の生活支援』や、児童養護施設等の退所児童等の支援などといった『子どもの生活支援』、親からの支援が得られないまたは得ることが難しい子どもたちに対する就労支援などといった『子供の就労支援』などが掲げられております。

- 資料の4ページ目を御覧ください。

『保護者に対する就労の支援』につきましては、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等に対する『親の就労支援』や『親の学び直しの支援』、『経済的支援』としましては、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する内容等となっております。

また、『子供の貧困に関する調査研究等』では「子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究」や「新たな指標開発に向けた調査研究」などについて実施を検討していくこととされております。

大綱につきましては以上でございますが、詳しくは参考資料2として大綱の全文を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

- 次に、県の子どもの貧困対策計画（中間案）につきまして御説明いたします。

これまで、県では、法律や大綱の制定等の動きを受けまして、子どもの貧困対策計画

の策定に向けた庁内関係課による会議を開催し、子どもの貧困に関する現状把握として、データの洗い出しや整理を行うとともに、計画に掲載する取組の検討などを行ってまいりました。併せて対象となる子どもたちと直接関わっている方々からも子どもの現状や課題についてお話を伺うなど計画策定に向けた作業を進めておりました。聴き取りいたしました内容につきましては、参考として本日お配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

○ こうして取りまとめました中間案につきまして、資料3により説明いたします。こちらは計画中間案の概要と今後のスケジュールをまとめたもの、また、資料4が計画中間案の本文になります。

○ 資料3の「I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって」を御覧ください。

まず、「1 計画策定の趣旨」でございますが、県としましては、子どもの貧困率が過去最高となるなど、子どもの貧困対策が国を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題であるという認識のもと、先ほど説明申し上げました法律や大綱の策定といった国の動きや、先の県議会で議員提案条例として成立しました「みやぎ子ども・子育て県民条例」の施行、また、子どもたちの育成環境にも未だ大きな影響を及ぼしている東日本大震災の発生など、本県の子どもたちを取り巻く状況等を踏まえ、県としても総合的な子どもの貧困対策の推進を図るべく「子どもの貧困対策計画」の策定を行うものとしております。

「2 計画の位置付け」でございますが、先ほども説明いたしました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画としての位置付けとなります。

「3 計画の期間」ですが、平成28年度から平成31年度までの4年間としております。これは、法律や大綱がおおむね5年ごとに見直しをされるということになっておりまして、見直しの時期が平成31年とされておりますことから、これに合わせた設定をしております。

「4 計画の推進体制及び進行管理」としましては、「(1) 計画の推進体制」について、知事を本部長とし全部局長で構成される「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、子どもの貧困対策を総合的に取り組んでいくとともに、皆様に御就任いただきました本日の両会議において御意見等を頂戴しながら施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、4の「(2) 進行管理」としましては、施策の定期的な実施状況の確認と必要に応じた取組の見直しを行ってまいりますとともに、計画期間が終了した時点で、改めて計画の見直しの検討を行うこととしております。

4の「(3) 市町村との連携」につきましては、子どもの貧困対策が全県的に取り組まなければならない課題であることを踏まえ、市町村との十分な情報共有と緊密な連携を図っていくものとしております。

○ 次に資料4の「II 子どもの貧困に係る現状と課題について」でございます。

子どもの貧困に関する現状のデータにつきましては、よく知られている「子どもの貧困率」というものがございまして、これは国全体で無作為抽出した2万5千世帯程度のデータを基に算出されており、都道府県ごとのデータが算出できないことから、中間案

では生活保護世帯の状況、ひとり親世帯の状況、児童養護施設入所児童等の状況、就学支援の状況、東日本大震災被災児童の状況等に項目を分けて、子どもの貧困に関する現状のデータを整理しております。

また、これらデータ等で示された現状等を踏まえ、子どもの貧困に対して本県として取り組まなければならない課題として、

- ①学力の保障と教育と福祉の連携
- ②生活環境の改善・安定
- ③保護者の雇用対策・安定的な就労の確保
- ④生活基盤確保のための経済的な下支え
- ⑤被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”の回避

の5つに整理しております。

○ 次に資料3の「Ⅲ 基本理念・指標・推進施策」でございます。

「1 基本理念」につきましては、『みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指します。』としております。

この基本理念につきましては、法律や大綱の目的及び理念はもとより、東日本大震災の発生という本県にとっては大変大きな出来事による子どもへの影響など、本県の子どもの現状や課題を踏まえ設定しているところでございます。

ここで、指標について若干御説明したいと思いますので、資料4の21ページ「2. 子どもの貧困に関する指標」を御覧ください。こちらが先ほど国の大綱の説明でも触れました具体の25の指標になります。

指標につきましては、「子どもの貧困率」などいくつか県データのないものもございます。県のデータがあるものにつきましては、これらの指標を継続的に把握していくことで、全国との比較による本県の状況把握を行うとともに、施策の効果検証等に係る参考としてまいりたいと考えています。

特に、子どもの貧困率の各県データにつきましては、都道府県ごとのデータがないということで、国の方でも引き続き調査・研究をしていくということになってございます。

○ 次に資料3にお戻りいただいて、「Ⅳ 指標の改善に向けた具体的取組み」でございます。

ここでは「1 教育の支援」から「5 東日本大震災被災児童への支援」まで5つの取組を掲げております。

これは、法律で自治体が講じなければならない施策として位置付けられている4つの施策（「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」）に対応するものであり、また、本県独自の課題といたしまして、「5 東日本大震災被災児童への支援」を考えてございます。

それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

「1 教育の支援」につきましては学校をプラットフォームとして位置付け、教育と福祉の連携による施策を推進するほか、教育の機会均等を保障する教育費負担軽減など

に取り組むこととしており、具体的には『学校』をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、「貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上」、「就学支援の充実」、「大学等進学に対する教育機会の提供」、「生活困窮世帯等への学習支援」などの施策を掲げております。

「2 生活の支援」につきましては、相談事業等の充実を図るとともに、生活習慣の改善や子どもの居場所となる保育の確保、子どもの自立に向けた就労支援などに取り組むこととしており、具体的には「保護者の生活支援」、「子どもの生活支援」、「関係機関が連携した包括的な支援体制の整備」、「子どもの就労支援、支援する人員の確保」などの取組を掲げております。

「3 保護者に対する就労の支援」につきましては、生活の安定だけではなく、労働の意味や価値など子どもへの教育的意義が認められる親の就労支援に取り組むこととしており、「親の就労支援」、「親の学び直しの支援」、「就労機会の確保」などの施策を掲げております。

「4 経済的支援」につきましては、児童扶養手当等経済的支援や母子父子寡婦福祉資金貸付事業など、世帯の生活の下支えとなる経済的支援に取り組むこととしており、「児童扶養手当等経済的支援の実施」、「ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討」、「養育費の確保に関する支援」などの施策を掲げております。

「5 東日本大震災被災児童への支援」につきましては、東日本大震災に起因する児童生徒の問題の未然防止や早期発見を図るため、教育と福祉の連携による取組を行うとともに、経済的理由により就学が困難となった児童生徒の経済的負担軽減に取り組むこととしております。

なお、取組の施策・取組体系につきましては、法律において、大綱を勘案して都道府県計画を策定するものとされていることから、大綱に準じて整理しております。

- また、本県における現状と課題、取組の関連性については、資料4の最後のページにイメージ図として整理していますので併せて御覧いただければと思います。
- 最後に「V 調査・研究」についてでございます。

子どもの貧困に関する実態の適切な把握等を行っていくことは、子どもたちが必要とする支援・施策を行っていく上で非常に重要なことであると考えられます。

県としましては、関連する既存の調査等を継続的に実施していくとともに、今後国において実態把握等に関する調査研究の検討が行われることを踏まえ、必要に応じて既存の調査内容の見直しや新たな調査研究について検討することとしております。

また、団体等との事例の共有や必要な支援等の実施につなげていくため、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や提供に努めていくものとしております。

- 以上が計画の中間案の概要となります。
- 最後に、計画策定に向けた今後のスケジュールでございます。資料3の右下の「今後の計画策定スケジュール」を御覧ください。

今回お話しした中間案につきましては、これから開催する全部局を交えた「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会」や県議会の保健福祉委員会での審議を経て、

年末を目途にパブリックコメントにかける予定としております。

パブリックコメントが終了した後に、最終案として取りまとめ、中間案と同様に再度皆様にお諮りするほか、庁内会議や議会の審議を経て今年度末の計画策定と考えております。

- なお、最終案の策定に向けましては、現在作業に入っております平成28年度予算要求の各部局における検討状況や、国において子どもの貧困対策として検討作業をすすめている「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」や「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の検討状況を踏まえ、国の大綱等が修正される可能性がありますら、改めて計画に盛り込む内容の検討を進めていきたいと考えております。

国のプロジェクトに関する資料につきましては、本日皆様にも配布させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

- 最後に、資料4について、構成のみ御説明させていただきます。
- 1ページからは、ただいま御説明した趣旨を記載しており、3ページからは、子どもの貧困に関する各種数値、年少人口の推移や子どもの貧困率、生活保護世帯の人数、生活保護世帯の進路状況、ひとり親世帯の状況、収入の状況、就労形態、児童養護施設の入所児童等に関する数・進路の状況、就学支援の状況を掲げております。また、14ページ以降は、東日本大震災からの影響ということで、遺児・孤児数、経済的支援の対象児童数などを記載しております。18・19ページに先ほど述べました課題を、文章を加えて記載しており、20ページに理念、21ページに指標、23ページからは具体的取組ということで、現時点で県が行っている各種貧困に関する施策を記載しております。
- それでは、以上で説明事項(1)「(仮称)宮城県子どもの貧困対策計画」中間案についての説明とさせていただきます。

足立会長

- ありがとうございます。ただいま事務局より、「『(仮称)宮城県子どもの貧困対策計画』中間案」の説明がありました。

始めに、この内容に関して事前に各委員から寄せられた御質問、御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- 事前にお寄せいただきました3つの御質問、御意見のうち、まず1つ目について御説明いたします。

資料4の43ページの「(5)支援する人員の確保等」の専門性強化事業について、「コモン・センス・ペアレンティング研修は事業として素晴らしいと思う。その対象が児童相談所の職員であることも肯ける。できることなら、児童養護施設等の職員も対象にして欲しい。」という御意見でございました。

近年、児童養護施設等に児童相談所が措置する児童には虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しておりまして、施設等の職員には、その養育について高度の専門性が求められていると認識しております。また、児童養護施設等は、児童福祉法上、施設の所

在する地域の里親をはじめ、住民からの養育相談に応じ、助言することが求められています。

これらのことから、県においても、施設に勤務する職員が、コモン・センス・ペアレンティング研修などの養育技術の向上等を図る研修の受講は望ましいと考えております。今後、他都道府県の実施状等を参考とし、国の補助事業の活用を視野に入れながら、事業の実施について検討していきたいと考えております。

本計画に盛り込むか否かについても併せて検討していきたいと考えております。

- 2つ目に、「子どもの貧困」の定義は何か、例えば世帯収入がいくら以下というような定義があるのか。」という御質問がございました。

「子どもの貧困」については「子どもの貧困率」というものがございまして、これはOECD（経済協力開発機構）の方で発表しているものであり、これに基づき国において調査した数字が公表されております。資料4の4ページに、率の算出の考え方を記載してございますが、簡単に申し上げますと、子どもの貧困率は、一人当たりの可処分所得を順に並べ、その中央の値の半分に満たない値域に属する子どもの率とされております。先ほど御説明しましたとおり、貧困率は国による抽出調査により算出されておまして、サンプル数が2万5千余りしかないため、都道府県ごとに算出すると、統計上の精度が保てないということで、国も都道府県ごとの数字を公表しておりません。このため、宮城県の貧困率がいくらなのかという御質問に対しては、お答えできる状況にはないということになっております。

また、「子どもの貧困」の定義につきましても、法律や大綱で特に規定はされておりませんが、家庭の経済的な事情をはじめとして、様々な困難な状況によって十分な成育環境や教育環境にないと考慮される子どもたちを広く対象として考えてまいります。

- 最後に、3点目として、「「貧困」とする児童・生徒の数及び市町村における数はいくらなのか。」という御質問がございましたが、こちらにつきましても、具体的に「貧困」の定義をしておりませんことから、子どもの数を得ることもできかねる状況です。

ただ、これに代わる参考データとしましては、資料4の5ページ以降にございます、生活保護にかかる19歳以下の被保護人員数、ひとり親世帯数、要保護児童数、就学援助の対象となっている要保護児童生徒数や準要保護児童生徒数、また震災の関連でございしますが、15ページの震災遺児・孤児数など、本計画におきましては、県全体の計画としての位置付けから、市町村ごとのデータは、現在のところ整理しておりません。

- 事務局に事前に寄せられた御意見・御質問については以上でございます。

足立会長

- それでは、この説明に対する御質問、御意見はございませんか。

村山委員

- 貧困対策を考えるのに貧困率を把握していないということでは、計画も何もないじゃないですか。だから時間をかけても、宮城県内の貧困率を出すのがまず先決かなと思うんですけどいかがでしょうか。どれくらいかかるんですか、調査費用としては。

事務局

- 全国を見ますと、貧困の状況等を出しているようなところもございますけれども、収入など、非常に個人的な、プライバシーに関わるところが質問内容として出てくるものですから、回答をどれだけきちんと取れるだろうかという問題もありまして、なかなか各県・各市町村とも直接の調査というのは取り組めていない状況でございます。そういうことも踏まえまして、国が引き続き調査・研究を行い、実態についてもさらに把握していくというのが現在の状況になってございます。

村山委員

- それでは遅れるじゃないですかね、対策を立てるのが。だから、国を頼りにしないで、宮城県は、積極的にまず貧困はどの程度なのか、実態ぐらいは掴んでいただいた方が良くと思います。

事務局

- 引き続き、実態の調査につきましては検討していきたいと思えます。こういった場で直接、普段貧困に置かれているような子どもさん方に接しておられる皆様の御意見、それから各施設とか、児童に関する仕事にある方々、そういう話も広く聞きながら、では宮城県の実態としてどうなのかというところはさらに検討を進めていきたいと思えます。

足立会長

- ありがとうございます。では高野委員どうぞ。

高野委員

- 私は保育所に勤めていますが、両親の収入にすごく差があり、単身家庭の方で150万にもならない方もいます。じゃ、その方が皆生活保護を受けているかというところでもないんですよ。だから、生活保護の人数からでは、貧困の状況の把握はすんなり行かないだろうなと思えます。

それから先ほど仰いましたように、確かに調査って難しいと思うんです。収入とか、そういうものを調査するというのはなかなか難しいと思うので、幼稚園とか保育所とか学校とか、ここにはいっぱい委員さんがいますので、委員さんの話からその実態というものがある程度把握しながら、相対的にまとめていかないといけないかなと思うんです。

- 私が思うのは、幸せというのは皆同じですが、不幸・貧しさは10件あったら、10人の子どもの全部が違うんですよ、そこを考えるとあげないと、子どもの毎日の生活の実態というのは、100人いれば100通りの違いがあるのでね。資料には、子どもの貧困が増えているとありますが、実際に増えています。片方はすごく豊かで恵まれたような日本になってますけど、その反対にひどい貧困の状況があります。それをやっぱりきちんと早くに把握できないと、例えば子どもが保育所から小学校へ行きますよね、

そうしたら今度は小学校で状況を把握して、そういう家庭をどう支えていくかということを考えないといけないのでね。最初資料を見たとき、具体的なものが何もなく、その辺がちょっと心配だったので。

本当に貧しさというのは子どもをダメにするんですよ。もちろん保護者も生き疲れていますから、親を支えながら子どもをどう支えていくか。貧しい生活をしていくとね、子どもって無力・無気力になるんですよ、5・6歳から。それは絶対あってはいけないと思うので、実態を把握していただいて、手を打っていただきたいなと思います。

足立会長

○ 事務局お願いします。

事務局

○ 今回、参考配付ということで実際に子どもに携わっている方々からヒアリングをした結果をまとめております。名称等は伏せておりますけれども、簡単に御紹介いたしますと、1番目として児童養護施設の場合、入所児童の親というのはほぼ貧困であり、連鎖が見られる状況にあることや、教育の部分については、進路はほとんど就職であって、進学を諦める理由というのは経済的な問題と言えるのではないかと、退所後のフォローについても、住宅を借りる際の身元保証人の確保事業について、なかなか周知がされていないのではないかと、施設の運営状況についても、職員が不足している・研修参加が難しいということも御意見として頂いております。養護施設の子どもたちは非常に厳しいという状況にあるということでございます。

○ それから、2番目では、母子生活支援施設からのヒアリング結果については、現在はDVによる入所というのが非常に増えており、また、ほとんどの母親が、自身も親からの虐待を受けるといったような家庭環境で育っていて、ここでも貧困の連鎖というものが見られるということでございます。

資料4にもデータは出ていますが、特にひとり親家庭となりますと、非正規がほとんどになっております。この点については、研修を受けて資格を取っていただくとか、そういった施策で対応していく現状です。また、母子施設での子どもの学習環境について、学習意欲はあるけれども、母親への遠慮や進路への諦めがあるとか、学習や進路に対する母親の意識が低いというようなこともございます。

○ 3番目で、子どもの学習支援を実際やっておられる団体の方からの聴き取りでございますけれども、出席率等の状況は良好で学習意欲は高く、それは自己肯定が得られる場となっているということも考えられると。それから、発達障害・不登校の子どもの割合が、一般と比べると高いのではないかと、親の最終学歴について中学校卒という方も割と多く見られるということもございます。親の意識としては、高校までは行って欲しいというのがほとんどであるということで、相談内容については、学費や子どもとの関わり方といった内容が多いというような結果もございます。

○ 今回の計画につきましては、国の大綱の方が、教育・生活・就労・経済といった視点で構成されておりますので、それに準じた形で項目立てをし、それに東日本大震災の影

響というのを加えて作っているところでございます。

足立会長

- ありがとうございます。いずれも子どもの貧困の実態について、データを早く取って欲しいという御意見だったかと思います。
- では、佐々木委員どうぞ。

佐々木委員

- 佐々木です。よろしく申し上げます。

次世代育成支援の会議のとき話した気がするんですが、青少年の安心・安全のための市内巡回がありまして、その方たちの会議の中で、ママポリスさんから、アンパンを盗んだ中学生がいて、盗んだ理由が、お母さんは出稼ぎに行っていて、電気も水道も全て止められており、普段は小学生の弟の給食の余りをもらってきて食べていたが、ここ2～3日給食の残り物が出なくて、空腹で盗んだという話が出ました。これはネグレクト・虐待ということで話が進んだんですね。

もう1つ、小学生の女の子とお母さんらしき親子が、毎日朝から晩まで公園にいるという報告を受けて行ってみたら、住んでいたところをお金を払えず出されて、毎日公園で野宿をしていたことが分かったんですね。その子が学校に行っていないということが分かって、これもネグレクトということで、施設などと対応しながらそのお母さんが働けるような状況にする方向で話が進んだという報告もありました。

- そうしますと、保健福祉関係の中だけでは子どもの状況は見えて来なくて、警察もこういう中に入れながら、学校とか保育園とか幼稚園とかが把握できる情報、色々なところからの情報って必要なんだなと思っていました。ですから、ここにも連携の話が出るんですが、教育委員会との連携も大事ですし、警察という連携も大事なのかなと思いましたので、発言させていただきました。

足立会長

- 今の御意見について事務局いかがでしょうか。

事務局

- 大事な視点だと思いますので、教育と福祉というようなところでは、ソーシャルワーカーとか、そういった方にうまく繋いでいただいて保護に繋げる、福祉事務所なり児童相談所なりにきちんと連携を取れるような体制をきちんと取っていかなくてはならないと思っております。

足立会長

- それではほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

鈴木委員

○ 大崎市の鈴木です。

大崎市でも貧困というテーマではありませんけれども、同じような、子どもたちの育ちを考えた計画を作っております。その中で、経済的支援として、子ども医療費の支給を挙げております。やはり子どもが、経済的な問題から、医療機関で治療できないということが大きな問題だということで、福祉政策の1つとして挙げているところではございます。今回の、こちらの計画の方には、そういった子どもの医療費に関するところが載っていなかったものですから、当方としてはそれを経済的支援で挙げているので、県の方でも合わせて挙げていただければ大変よろしいのではないかとということが1点目です。

○ あとは、具体的な施策の中で、貧困対策ということで、新たな取組として、新年度から新たに取り組むことがあるのかなのか、そこを教えていただきたいと思います。

足立会長

○ 事務局お願いします。

事務局

○ 子どもの医療費の関係につきましては、市町村の状況等を見ますと、必ずしも経済的に厳しい世帯だけという状況にはなく、所得制限を外している市町村もありますので、貧困対策として挙げるのはどうなのかなというところもある状況でございます。引き続きその点は検討させていただきたいと思います。

○ それから、平成28年度に向けては、これからの予算の作業ということになりますので、これは現時点で実施している施策を中心に載せております。これが最終案までに、平成28年度の予算ということではっきりしてくれば、そういったものについても、計画として挙げていきたいと思っております。

足立会長

○ ありがとうございます。ほかにいかがですか。

奥村委員

○ 奥村です。

子どもの貧困対策と言いますのは、子どもの立場で言うと、子どもの虐待防止にも直接繋がるわけでございますけれども、所得だけでは測れない要因というのがいっぱいあるわけです。そういう意味では、貧困対策としては、医療費の問題もございまして、あるいは予防医学・予防接種で病気を防ぐということも大切ですし、子どもを守るといった点では教育費あるいは生活支援、それから正規雇用、一人世帯親の収入を上げていく、あるいは児童扶養手当の増額などですね、色々なものがこれからどんどん出てくると思うので、そういうものを具体的に取組んでいくようにしていただければというふうに思います。

足立会長

- 具体的な内容について、事務局いかがでしょうか。

事務局

- 新聞報道が先行しておりますけれども、現在国の方で、貧困対策について総合的に取り組んでおり、例えば児童扶養手当の引上げの議論であるとか、施設入所者を18歳から20歳に引き上げる議論とかというのが、きちんと国の方で始まっておりますので、そういった状況も踏まえながら、県としても対応していきたいと思っております。

足立会長

- ありがとうございます。では小林委員どうぞ。

小林委員

- 資料3のIVに、「学校をプラットフォームとして位置付け」と書いてあります。最近、また子どものいじめ対策等で、各学校に支援員を置かなければならないとか、かなり問題が学校に集中していく可能性があるなど思っているのですが、その教育と福祉の連携というのを具体的に何か、組織とか場所とか、人材の配置とかということでお考えなのかをお聞きします。
- あと1つは資料4の34ページですが、放課後子ども教室の利用について、学習支援が書かれています。今、国の方から、放課後児童の居場所としての要請として、この放課後子ども教室などを、子ども総合プランで活用するようと言われており、それがあるところに、学習支援というのはどういうふうに加わっていくのが、プラン付けは簡単なんですけれども、現実にはどのような対応をしていくのかということが、もしお分かりでしたらお聞きしたいと思っております。

足立会長

- 2つ御質問がございましたがいかがでしょうか。

事務局

- まず、放課後総合プランのお話についてお答えします。放課後子ども教室は、全てのお子さんを対象としているのに対し、他の児童クラブは、昼、親御さんが就労等で子どもを見ることができない場合ということで、若干違いがございます。もっとも、一緒にできる場所は一緒にしながら、全ての子どもについて、子ども教室等が開かれている地域は、児童クラブの子供も参加できるようにということで、開催場所によってはかなり課題がございますが、進めていくという方向で動いております。
ただ、学習支援につきましては、子ども全体に対してという考えや、貧困で塾に行くことができない子どもたちに特化するという考えなど、色々な考え方がございまして、なかなか1つの方法とすることが難しいと感じております。
- 教育と福祉の連携につきましては、先ほどのソーシャルワーカーが繋げるという話も

ございますし、例えば県の機関ですと、子ども総合センターにおいて、医師・心理士等を含めた専門職が配置されており、また、現在では被災地の子どもの心のケアも必要ということで、教員も配置をいたしまして、きちんと組織の中で連携をしながら、直接貧困とは関係しないかもしれませんが、それぞれの課題に対して連携を取って対応していく形で取り組んでおります。

小林委員

○ 学校のプラットフォームという書き方なので、個々の学校がそういうものを置くイメージなのかなと思ひまして、ちょっとそこを聞いたかったのと、先ほど御指摘がありましたけれども、放課後子ども教室の中での学習支援というのが、体験学習に留まるのか、あるいは今、生活困窮者自立支援法などでやっている、結果的には子どもの居場所にはなるんですけれども、そこと学習をメインにしたものと位置付けるのか、その辺で少し担当の課が違ってくるのかなと。福祉的な色合いが強いのか、教育的な色合いが強いのかということが出てくるのかなと思ひます。

足立会長

○ 今の御発言は、御意見ということでよろしいでしょうか。

小林委員

○ はい。

足立会長

○ では、佐藤（純）委員どうぞ。

佐藤（純）委員

○ 佐藤と申します。

今の質問に関連しまして、資料3のⅡの2の①、Ⅳの1の教育の支援について、学校のプラットフォームとしての位置付けという文言に関し、理解を深めるため御質問をしたいと思ひます。

Ⅳの教育の支援については、貧困対策としては大変良いなと思ひます。教育の機会・均等を保障する教育費負担軽減などに取り組むということで、ありがたいと思ひました。

ただ、Ⅱの2の①について、学力の保証と、教育の福祉の連携と書いてありますが、学校教育は、どの子にも一定の基準に満ちるための学力の保証をしているわけですが、貧困であろうとなかろうと。しかし、貧困家庭において、学力がすごく高かったり、ピアノを弾く能力が高かったりしても、貧困のためにその子の能力を家庭の力だけでは伸ばしきれないというような、学校現場でも残念だなと思ひることがあるわけなんですけれども、学力の保証と言ったときに、低い子を想定して書いていらっしやったのかなと思ひながら、高度な特性を持っている子どもも含め、それから家庭の学習に対する教育力がない、低い子どもの場合も両方を考えて、両者のための教育と福祉の連携という意味な

のかなど。学力の保証だけでは全員にやっていますので、その辺の文章の理解の仕方を説明していただければと思いました。

事務局

- 今お話がありましたけれども、家庭でなかなか教育ができない・教育力がない子どもたちに対して、きちんとした教育の機会を与えていくのが基本になるかと思います。そういうところで、福祉分野の自立支援の方のメニューの中にも、教育の機会を、団体等に委託して与えるという事業もありまして、家庭の教育力がなく、子どもが学習の機会を得ることができずに悪循環に陥って、きちんと高校まで行けない、就職ができないというところに連鎖していかないように、基本的なところで保証するというのが基本にあると考えています。

足立会長

- 佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤（純）委員

- ぜひ、高い子の場合もどうするかということでお願いします。希望です。

足立会長

- それでは荒木委員どうぞ。

荒木委員

- 荒木と申します。よろしく願いいたします。

今、教育の現場においては学校をプラットフォームとしてということだったんですけども、未就学の場合、生まれてから就学するまで4～5年ありますが、その期間というのは、プラットフォームとなるような、連携の中心となるような場所を、どういう場所に想定していらっしゃるかとというのが1つ、もう1つは、先ほど参考配付で聴き取り結果があり、こちら4か所になっているんですが、ほかにもヒアリングをしているのかどうかというのを伺いたいと思っておりました。

足立会長

- それでは今の御質問についてお願いします。

事務局

- 先ほど御紹介した3か所に加え、市町村の福祉部門のヒアリングもしておりますが、今回の資料には掲載はしておりません。
- それから、未就学の場合について、確かに就学児については皆が小学校に入学し、学校がプラットフォームになりますが、未就学の子もだと保育所・幼稚園・認定こども園、それから自宅にいる子どもなど、ということで、なかなか基盤となる場所を定める

ことが難しいのかなと思っております。ただ、それぞれ市町村において支援する場所があり、また、保健師さんや生まれたときから関わっている方等がいますので、どこがすると決まったところがあれば良いんですけども、やはり、それぞれの関わっている方々が注意の目を持って、子どもたちのために支援に繋げていくというところが必要ではないかなとは思っております。現状では、特に市町村で把握でき、また、乳幼児検診、就学時の検診等で把握する必要があると思っております。

高野委員

○ 確かに、未就学児は、保育所に入っている割合はかなり少ないんですよ。だからそういった意味では大変だと思うんですけど、県に要望することと同時に、私たち現場でも努力しなきゃいけないと思うんです。私の保育所では、保健師さん、民生委員さん、児童委員さん、障害を持った子は発達障害センターのアーチルさん、児童相談所等と連携して、どうしても今この子を何とかしないとイケないとなれば、現場の幼稚園なり保育所なりである程度受け入れながら、一緒に子どもとその親を支えていっています。

子どもの貧困と言われるけど、子どもには何の責任もないわけですよ。そういう保護者をたまたま持ってしまった。じゃ保護者に全部責任があるのかといたら、そうじゃない。そうならざるを得ないという社会的事情もあります。だから、まず私たち自分たちの足元で、子どもたちに支援をしていかなければならないし、またそれが単なる保育所だけの努力で済むのかということもそうも思わない。

○ 保育所にいて思うのは、子どもが今危ないです、危険です。小学校1年生が今、荒れる1年生ということで問題にもなっています。今日も明日もそういう子どもたちが目の前にいるもんですから、何とか支援していかなくちゃいけないという考えで私たちはやっています。新制度で、待機児童を解消して保育所を作り、小規模保育所を認可する、そういうものはもちろん良いんだけど、それよりも、今毎日保育所に来ている子どもがどういう子どもなのかということをもう少し考えていかないとイケないと思います。それこそ、保育所の年齢でお腹空いたからって、コンビニでパンを取って食べてしまっているという状況があって。今が深刻なんだということをも是非分かっていただいて、うまくこの貧困対策計画に盛り込んでいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

足立会長

○ ありがとうございます。議事の進行上、できればあと1～2問くらいにさせていただきたいのですが、何か御質問等ございますでしょうか。

佐々木委員

○ さっきの食事の話と、放課後児童クラブ・子ども教室の話が出ていたので、その関連で、「ひとり親家庭・多子世代等自立応援プロジェクト」という施策の資料が入っていて、その4ページに、「ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う。」とあるんですが、宮城県として、こういう方向性があるのかどうなのか、それからそういうことがどうなの

かということをお聞きしたいと思います。

事務局

- これは今国の方で、プロジェクトとして検討が進められているところで、具体的にどうするのかというところはまだはっきりしてはいないんですけども、後追いになるかもしれませんが、全国的な制度なりなんなりということになれば、きちんと対応していかななくてはならないというふうに考えております。

足立会長

- それでは鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

- 未就学児のプラットフォームの話がありましたので、よろしければ市の取組の方をお話しさせていただきたいと思います。
- 先ほど県の方からも紹介がありましたように、市では生まれたお子さんのお宅に保健師が行く全戸訪問を行っており、子どもを育てる上でのリスクの把握も、その場で行っております。その際、やはりこの子どもはちょっと心配だ、リスクが高いというようなお子さんは、その後も保健師や児童相談所、もちろん子育て支援課も関わりながら、継続して見守りをしておりますので、その中で、例えばお母さんが子育てに悩んでいるのだったら、子育て支援センターを紹介したり、また障害があるのではないかと悩んでいるのだったら児童相談所の病院の部分をお紹介したりというように、使える手段は使っております。
- あとはやはり、多分高野先生が言っているのは、子育てについて、子どもよりも親育てをしなきゃならないみたいになっていて、そこが一番大変なところなんだと思います。その部分は、どうしても保育所・学校の先生方に頼るところが大きくなっていて、非常に困難な状況と言わざるを得ないところはあります。確かに、市の窓口には、おむつを分けてくださいなどと来る方が実際にいて、本当に難しいなと思うんですけども、市町村はやはり現場なので、現場のことは何とか今あるものを使ってやりくりはできるんです。

ただ、「保護者に対する就労支援」というようなところは、市町村レベルではやはり難しいところです。大崎市では、中間案の46ページにある高等職業訓練促進給付事業を活用させていただいており、ひとり親家庭の経済的な自立に向け大変役立っているところです。貧困家庭をなくすには、親の経済力を上げなければならないという根本的なところを、ぜひ県には取り組んでいただきたいと思っています。就労していただく場と働くことの喜びを親には与えなければいけないと思いますし、働く親がいきいきと働く背中を見せて子育てをしていくというのが必要だと思っています。そして、子どもには学ぶ喜びを味わって欲しいと思っていますので、ぜひそういった方向で計画を策定していただければと、これは私からのお願いでございます。

足立会長

- ありがとうございます。その他御意見もあるかと思いますが、時間が迫っておりますので、説明事項（２）に行かせていただいて、もし時間の余裕がございましたら、追加の御質問なり御意見をいただきたいと思います。

（２）東日本大震災みやぎこども育英基金の使途拡充について

足立会長

- それでは、説明事項「（２）東日本大震災みやぎこども育英基金の使途拡充について」説明をお願いします。

事務局

- それでは、資料５を御覧ください。
- まず、東日本大震災みやぎ育英基金とは何かについて御説明します。

この基金は、東日本大震災発生後に全国からの支援の申出があり、平成２３年の９月議会において、震災で保護者を亡くした遺児・孤児を支援することを目的とした基金設置条例が成立したことに基づくものでございます。

これまで数多くの方々から寄附を寄せられておりまして、９月末現在の受入れ件数・金額は、１万２、７１４件、合計８９億２、４５３万９、４８０円ということになっております。寄附を頂いた企業・団体・個人は６、０００を超えており、継続的に毎年お寄せいただいているケースも多い状況でございます。

- ２ページを御覧ください。

現在の基金の状況が、遺児・孤児への支援金・奨学金ということで、未就学児から大学生等まで、月額給付と就学时・卒業時・入学時それぞれの一時金ということで支給しております。

７月現在の支給済額であります。１、０２６人に対して、１１億２、２０２万円を支給しております。また、遺児・孤児が４年制大学を卒業までの総支給の見込みは約３４億円となっております。将来の夢のために励んでいる子どもたちの支援ということでは、この給付事業については継続して運営していきたいと考えておりますが、一方では、震災から４年８か月が経過した今も、被災地の復興は道半ばであり、子どもたちの心の問題等の課題が残っていると考えております。

こうした課題に対しましては、長期的・継続的な支援を行っていく必要がありますが、多大な経費負担が発生しますことから、その財源について、本基金の活用を検討させていただいているところでございます。

- ３ページを御覧ください。

基金の使途拡充の方針として４点掲げております。１番目として、「震災遺児・孤児を養育している里親等への支援」ということで、震災遺児・孤児は、高齢の祖父母に養育されているケースも多い状況でございますけれども、高齢化に伴って養育できなくなった場合の受皿の用意や、里親の活動の支援、２番目には、「被災地の子どもたちの心

のケアに関する支援」, 現在はスクールカウンセラーなどを国の予算で配置しておりますけれども, 徐々に国の予算も減少していくというようなところで, 引き続き充実した心のケアに取り組むには, こういった基金の活用が必要ではないかと考えてございます。

それから3番目「震災の影響が考えられる不登校児童生徒等への支援」ということで, 宮城県の場合, 中学生の不登校率が, 震災前からも高かったのですけれども, 震災後は全国1・2位を争うような高い率になっておりまして, 震災の影響も考えられますことから, 不登校児童・生徒への支援を掲げております。4番目には, 「その他, 被災地の子どもたちの健全な育成のための支援」として, 具体的には記載しておりませんが, 1～3番については優先して取り組まなければならないところと考えております。

- 拡充に当たっての対応についてであります, これまで多くの方から寄附を頂いており, 基本的には遺児・孤児の支援ということでお寄せいただいておりますので, 今月から, 寄附者全員というわけにはいかないのですけれども, 大口で継続的に寄附をお寄せいただいている方々に対しては, 直接説明に伺って, 県の考え方についての御意見を頂戴しているところでございます。まだ始めたところですが, 例えば, 時間の経過とともに必要な支援は変わってくるので考え方は理解できるというお話や, 大震災の影響・子どもという範囲であればよろしいのではないかという意見を頂戴しております。また, 最近では直接寄附をお持ちになる方にも用途の拡充について用途の拡大を御説明し, おおむね御理解を頂いている状況でございます。

また, 本日の会議での皆様のお考え等をお聞かせいただきまして, これらを参考にして, 今後事業内容の具体的な検討に入ってまいりたいと考えております。

- 以上, 簡単ではございますが, 東日本大震災みやぎこども育英基金用途拡充について, 御説明でございました。

足立会長

- ありがとうございます。

それでは, ただいまの事務局からの説明に基づきまして, 委員の皆様, 御質問や御意見ございませんでしょうか。

長沼委員

- 長沼です。3点お伺いしたいと思います。

1点目ですけれども, 用途拡充の方針の1つ目は分かるんですが, 2～4つ目が非常に抽象的かなと思います。具体的にどういった内容をお考えなのか伺いたいと思います。と申しますのは, 私は石巻地区の学校に勤めておりまして, 毎月教育事務所から, 心のケアを必要とする子どもの数というのが報告されるわけなんですけれども, その数は本当に少ないです。そういう子どもに支援を拡充する必要があるのか, そういった数を把握した上でこういったことをお考えかということです。

2点目は, 各関係機関から, こういったことへの支援拡充の要望についてヒアリングを行ったのかどうか。

3点目は, 月額を増やすということはお考えになっていないか。昨日のニュースで,

大学生が、何年か前は月10万円くらいの仕送りをもらっていたけれども、それが今平均7万円くらいに減っていると聞きました。そのためバイトに追われ、単位を落とすと。バイトのために単位を落とすのもどうかと思いますけれども、そういった意味で、大学生のその辺をもう少し拡充するというようなことはないのかどうか、以上3点です。

足立会長

○ 事務局お願いします。

事務局

- 具体的な心のケアということで、先ほど1つ申し上げましたけれども、現在学校の方に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのが、国の予算・復興の予算で配置されておりますが、今後それが縮小されていくことが予想されます。復興の期間も最大10年とされておりますので、そういった国の支援がなくなった後でも、継続的にやっていかなくてはならない取組については、こういった基金で財源を確保してやっておきたいというのが1つでございます。
- それから、この基金の要望のヒアリング等を行ったのかということにつきましては、基本的には寄附金でございますので、税金とは性格が違うのかなということで、寄附者の方の意向を踏まえながら、御理解が得られる範囲でと考えてございます。
- 3番目の月額を増やすことは考えていないかということにつきましては、月額は、教育委員会の方で、学習に必要な費用というのを、各調査等から弾き出して決めているということでございまして、今のところ増額ということは考えてございません。また、1つには交通遺児であるとか、犯罪で親を亡くした遺児・孤児の方との格差があまり広がりすぎるのも良くないであろうということも踏まえまして、この支援金・奨学金については、現状のままというような方向で今考えております。

足立会長

- 私の方で1点補足をさせていただきます。1番目の御質問についてですが、従来の医療モデルでは心のケアが必要な方は、専門機関に繋げにくいという問題があります。つまり、心の問題でいうと、自分がこういう状態だという自覚がある方、あるいは周りからそう見てケアが必要じゃないかという方は結構少ないという実態がございます。つい最近調査させていただきましたところ、高校1年生のときに震災を受けた、今大学2年生になっておりますけれども、大体1割がPTSDの症状を示し、かつ3月11日に沿岸部にいた学生というのは、内陸部にいた学生と比べると、大体3倍の率で、医療機関に紹介しなければいけないようなレベルのうつ状態にあります。そういう意味では、数値を明確にするのは難しいんですけども、こういった拡充をしなければなかなか対応ができない方たちがいるということも実態かなと思いました。

小林委員

- 私は、18歳までの子どもからの電話を直接受ける活動をしているチャイルドライン

というのを運営しておりますが、最近自殺に関する相談というのが非常に多くなっています。子どもたちに、学校にスクールカウンセラーが行っていないかということを知ると、話をするのが恥ずかしいとか、話をして大事になってしまうのではないとか、そもそも相談室に行ったというだけで特別視されるとか、子どもたちなりの感性というか、行けない状況もあるということなので、電話なんかだと話しやすいのかなというふうに思っています。

心のケアについては、先ほど足立先生が仰ったような、初期のケアは学校の先生や身近な方たちで済んでいけば収束していくというような心の傷というのが、まだ残っている状況でPTSDになっているわけなので、そういうお子さんたちは治療が必要な段階なんですけど、学校現場ではまだまだ話を聞けばいいという誤解が続いているのかなというようなこともあります。

- それで、じゃ誰に子どもたちは頼るのかということです。私は、震災後沿岸部を随分訪ねていますが、色々なNPOの方たちが遊び場を作ったり、学習支援をしているというところにたくさん子どもたちがいて、カウンセラーには言えないようなことを、そのスタッフに話している。これこそが、本当に聞いてもらっているというようなことで、子どもたちが快復・再生しているなというところを目の当たりにしています。

ただ、先日気仙沼で若いNPOの方たちと対談したときに、半分ぐらいが震災後自分が決まっていた職業を投げ打って、ボランティアに入り今でも支援をしていると。で、運営の先行きとして、助成金も少なくなっており、本当はたいけれども、自分たちの生活もあるしというようなことも仰っていました。

そういう方たちに対し、今まで支えてもらった分として、資金的な応援があれば、継続して子どもたちを支えてもらえるんじゃないかと思います。また、地元の子どもたちが今度は担い手としてNPOの主体者として活動している事例が結構あるので、そうすると、そこで雇用が発生すれば、他へ就職する必要がないというようなことも実際ありますので、雇用と両方の問題からも、地元の子どもたちが地域を支えるという観点からも、税金よりもこういうお金の方が、用途を自由に考えていただけるのではないかと、そういう点も考えていただければと思います。

足立会長

- ありがとうございます。ほかに御意見ございましたらどうぞ。

村山委員

- 私は反対です。せっかく平成23年9月に条例で用途を決めた資金を、4年も経たないうちに別なものに変えるというのはいかがなものかと。やはり10年ぐらいやってみて、なおかつ資金が潤沢にあるというのであれば、使い道を変えてもいいかなと思いますが、まだそこまで行くのも早いかなという思いでございます。もしそういうふうに条例まで変更したいというのであれば、今後私は寄附いたしません。

足立会長

- 奥村委員どうぞ。

奥村委員

- こども育英基金の現状、例えば高校生・中学生1万円という金額、こういう金額が教育委員会で決められたわけですが、実際どうなのかということは、現状僕らは分からないわけですよ。このお金で、大学に通うのに足りない状況なのかどうかということが分からないので、教育委員会がこう決めたということを金科玉条にするということは、こどもの育英基金に関してはふさわしくないと思っております。まず、子どもたちの状況をきちんと把握するということが、我々が一番やるべきことと考えます。
- 使途拡充は、私は賛成です。育英というのは子どもを育てていくということですから、教育費・授業料だけを負担することではありません。PTSDは5年くらい経ってからどんどん出てきます。今まで御両親の悲惨な状況を見て何も言えなかった・とても言えなかった子どもたち、特に中高生あたりの方が、不登校になったり、急に爆発的な状況になったりすると。そういう状況というのがこれからいっぱい出てくると思うんですよ。そういう子どもに対して、こういうお金を使ってきちんと支援していくという、そういうことは非常に大切だと思います。

また、不登校児童、不登校というのは色々な影響がございますので、震災の影響ということは言葉として適切ではないと思いますね。不登校の児童生徒、これは被災地の子どもたちと主体付けられるように、子どもの心のケアと不登校という形にしないと、何をもって震災の影響かということは非常に難しいと思うので、その辺検討していただきたいと思っています。

足立会長

- 事務局お願いします。

事務局

- 先ほどの村山委員の御意見について、今後必要になる支援金は試算によると34億円となっておりまして、現時点でも89億円ということでそれを超えているということでございます。条例で設置をしておりますので、今の条文で読めないということになれば、きちんと条例も改正しなくてはならないですし、それぞれの事業となれば、予算に計上することになりますので、県議会の議決も経てというふうに考えてございます。
- それから、遺児・孤児の収入の状況というのは一概に把握できない部分もありますけれども、震災後、民間企業を含めて色々な奨学金のような制度がありまして、具体的にいくらもらっているのかということはなかなか把握できるところではないのですが、最低限必要な、学習に必要な部分については、手当てできているのではないかと、というようなところでございます。

足立会長

- その他いかがですか。

高野先生

- 被災児とか被災地の子どもとあるんですけど、もう4年何か月経っていますから、そのとき生まれていた子は学校に行っている子もいますよね。だけど、3.11の後に生まれた子は被災してないのに、見ていると、子どもは良いんですけど、お母さんとか家族が、3.11から立ち直っていない。そういう、親がすごい不安定な生活の中で育てられる今の子どもたちについて大変な問題があって、保育現場なんかでは正直大変なんです。だから、皆さんから見ると、2～3歳なんかずっと後で生まれたでしょ、と思いがちなんだけど、親の不安定さが子育てに影響してしまうということがありますので、これはすごく長いことで考えないと。もう5年だからというのはありますけど、神戸の方の震災はまだ問題が解決していないので、その辺をもうちょっと長く考えていただけたらいいなと思います。

事務局

- 今の高野委員の、親の状況が子どもに、というのは正にそのとおりです。先ほどの貧困の問題とも関連するのかもしれないですけども、親が経済的に不安定だというところが子どもに移りますので、敢えて被災地と入れているのは、震災後に生まれた子どもも含めてという意味合いを出しているところでございます。後は、中長期的にというのは、震災のときに生まれた子どもが成人するまでは20年ということで、ただ国の復興の期間も、今の県の計画も10年ということでございますので、中長期的に見たときに、こういった、子どものための基金のお金というのを本当に長い目で有効に活用できればなという思いでございます。

足立先生

- ありがとうございます。
その他御質問や御意見がないようでしたら、この(2)の説明に対して、明確な反対の意見もございましたし、拡充に関して、中長期的に対応して欲しいという御意見もあったかと思えます。
- 議題の方を見ますと、(3)「その他」とありますが、事務局何かございますでしょうか。ないようですので、もしあればですが、先ほどの(1)子どもの貧困対策について何か御意見ございましたら、お一人くらい御発言いただければと思います。

荒木委員

- 先ほど質問をした件について、お答えいただいて本当にありがとうございました。お答えから考えるに、未就学児だと市がプラットフォームになるのかなと聞いておりました。
先日、産科の婦長さんとお話ししていたときに、生まれたお子さんをこの家庭に帰していいだろうかと悩んでしまうような経済状況の方がとても増えているんだということを知ったんですね。私もデータなどは持ち合わせていないで、感覚的な発言にはなる

んですけども、非常にそういうことが増えているということで、貧困という問題は、生まれたときから子どもに降りかかっているんだなと深刻に感じた次第です。

そういう場合は、保健師さんと連携ということになるんですけども、私は石巻から来ておりますが、やはり被災地だということで、行政がとても疲弊しています。新しい事業もたくさんできてきて、保健師さんがハードワークになってしまい、1件1件丁寧に見ることが難しいのではないかなと感じております。

そこで民間で何ができるかということがとても大事になっていると思うんですけども、高野委員のように思いやる方だと自分を中心になって色々な連携を組めると思うんですけど、やはりそうばかりではないかなと思いますし、地域的にも疲弊している中で、やはり市と、あと連携していけるような次のプラットフォームのような存在が必要なのではないかなと感じておりました。

足立会長

○ ありがとうございます。

児童福祉が御専門の君島先生、最後に一言お願いいたします。

君島副会長

○ 色々な御意見を頂きまして、勉強になったところなんですけれども、私も研究者の端くれとして、少し感じたところを、今日の資料を含めてですが、やはり日本という国は、基本的には自助努力を強く求める国なんではないかなと思います。皆様そうお感じになる方もおられると思うんですが、その中でも、今月4日くらいですかね、厚生労働省が雇用形態に関する報告を発表しまして、非正規雇用が40%になり、史上最高というか、正規雇用が減って、非正規雇用が今拡大しつつある社会になっています。要するに、経済的に世帯所得が減りつつある社会なんではないかなと思います。そういった中で、この4年間の計画を立てるといことはどういうことなのかということですね。また、今日も含めてですが、宿題として、私も色々な統計資料を探りながら、次の会合まできちんと考えていきたいと思います。

足立会長

○ 貴重な御意見等ありがとうございました。以上で終了させていただきます。

司会

○ それでは、長時間の御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及宮城県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。